

につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

投票区の数	区市町村		市		町村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人以上	八、九、八、八、九、八、九、	七、一、四、一、七、一、四、一、	八、九、八、八、九、八、九、	七、一、四、一、七、一、四、一、	八、九、八、八、九、八、九、	七、一、四、一、七、一、四、一、
五百人未満	八、九、八、八、九、八、九、	七、一、四、一、七、一、四、一、	八、九、八、八、九、八、九、	七、一、四、一、七、一、四、一、	八、九、八、八、九、八、九、	七、一、四、一、七、一、四、一、
千人未満	九、〇、六、五、二、	九、〇、六、五、二、	九、〇、六、五、二、	九、〇、六、五、二、	九、〇、六、五、二、	九、〇、六、五、二、
千人以上	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、
二千人未満	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、
二千人以上	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、
三千人未満	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、
三千人以上	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、
五千人未満	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、
五千人以上	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、
一万人未満	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、
一万人以上	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、
二万人未満	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、
二万人以上	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、	一、三、一、四、一、三、一、四、一、

9 投票が平日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算するものとする。

一 投票日の翌日が平日である場合 五万八千三百七十八円

10 投票が休日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算するものとする。

一 投票日の翌日が平日である場合 五万九千五百九十八円

二 投票日の翌日が休日である場合 六万二千三百四十円

投票区の数	区市町村		市		町村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人以上	一、七、二、一、一、七、二、一、	一、七、二、一、一、七、二、一、	一、七、二、一、一、七、二、一、	一、七、二、一、一、七、二、一、	一、七、二、一、一、七、二、一、	一、七、二、一、一、七、二、一、
五百人未満	一、七、二、一、一、七、二、一、	一、七、二、一、一、七、二、一、	一、七、二、一、一、七、二、一、	一、七、二、一、一、七、二、一、	一、七、二、一、一、七、二、一、	一、七、二、一、一、七、二、一、
千人未満	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、
千人以上	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、
二千人未満	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、
二千人以上	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、
三千人未満	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、
三千人以上	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、

11 前二項の場合においては、送致のための投票管理者及び投票立会人に要する費用として、第十四条に規定する投票所の投票管理者及び投票立会人に要する費用の額を加算する。

12 投票が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合の投票所については、燃料費として、千八百九十九円を加算する。ただし、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）に基づく寒冷地手当（以下「寒冷地手当」という。）を支給する地域における投票所については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては二千七百七十八円、二級地にあつては千九百七十七円、三級地にあつては千八百六十二円、四級地にあつては千五百三十三円をそれぞれ加算するものとする。

13 投票区の区域内に市役所、区役所又は町村役場がある投票所については、旅費及び通信費の必要分として、次の表に掲げる額を減額する。

投票区の数	区市町村		市		町村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人以上	一、七、二、一、一、七、二、一、	一、七、二、一、一、七、二、一、	一、七、二、一、一、七、二、一、	一、七、二、一、一、七、二、一、	一、七、二、一、一、七、二、一、	一、七、二、一、一、七、二、一、
五百人未満	一、七、二、一、一、七、二、一、	一、七、二、一、一、七、二、一、	一、七、二、一、一、七、二、一、	一、七、二、一、一、七、二、一、	一、七、二、一、一、七、二、一、	一、七、二、一、一、七、二、一、
千人未満	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、
千人以上	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、
二千人未満	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、
二千人以上	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、
三千人未満	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、
三千人以上	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、	二、五、三、〇、二、五、三、〇、

14 投票所が市役所、区役所又は町村役場から十キロメートル以上離れた地に設けられた場合には、特に要する旅費及び通信費を加算する。

15 投票所が市町村（特別区を含む。）の管理に属しない建物に設けられた場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該建物の借料を加算する。

16 市区町村の選挙管理委員会が投票所の事務を行うための設備（次項に規定する機器等を除く。以下この項において同じ。）を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

17 市区町村の選挙管理委員会が専ら投票所の事務を行うための機器又はプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）若しくはこれを記録した記録媒体（以下「機器等」という。）を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を加算する。

18 市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する投票所までの交通手段の提供について費用を要した場合には、当該費用として総務大臣が定める額を加算する。

19 第三項、第四項、第七項及び第八項に規定する時刻を繰り下げた時間又は時刻を繰り上げた時間の端数計算その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（共通投票所経費）

第四条の二 共通投票所経費の基本額は、三万四千六百円とする。

2 共通投票所については、当該共通投票所を設けた市区町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間外において投票を行わせる場合には、当該共通投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として総務大臣が定める額を加算する。

3 共通投票所が市町村（特別区を含む。）の管理に属しない建物に設けられた場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該建物の借料を加算する。

4 市区町村の選挙管理委員会が共通投票所の事務を行うための設備（次項に規定する機器等及び第六項に規定する電子情報処理組織を除く。以下この項において同じ。）を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

5 市区町村の選挙管理委員会が専ら共通投票所の事務を行うための機器等を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を加算する。

6 市区町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿若しくはその抄本（当該選挙人名簿が公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。次条第七項において同じ。）又は在外選挙人名簿若しくはその抄本（当該在外選挙人名簿が同法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。次条第七項において同じ。）を記載した書類。次条第七項において同じ。）の対照に使用するために、当該市区町村の選挙管理委員会、投票所の投票管理者及び共通投票所の投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費を加算する。

7 市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する共通投票所までの交通手段の提供について費用を要した場合には、当該費用として総務大臣が定める額を加算する。

（期日前投票所経費）

第四条の三 期日前投票所経費の基本額は、当該期日前投票所において投票を行わせる日の数に三万五百円を乗じて得た額とする。

2 期日前投票所、公職選挙法第四十八条の二第六項において準用する同法第四十条第一項た

だし書の規定により期日前投票所を開く時刻を繰り上げたもの又は閉じる時刻を繰り下げたものについては、投票を行わせる日ごと当該期日前投票所を開いている時間が十一時間三十分を超える時間につき、二千六百五十三円を加算する。

3 期日前投票所については、当該期日前投票所を設けた市区町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間外において投票を行わせる場合には、当該期日前投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として総務大臣が定める額を加算する。

4 期日前投票所が市町村（特別区を含む。）の管理に属しない建物に設けられた場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該建物の借料を加算する。

5 市区町村の選挙管理委員会が自動車を期日前投票所の全部又は一部として使用した場合には、当該自動車の使用に要する費用として総務大臣が定める額を加算する。

6 市区町村の選挙管理委員会が期日前投票所の事務を行うための設備（次項に規定する電子情報処理組織を除く。以下この項において同じ。）を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

7 市区町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿若しくはその抄本又は在外選挙人名簿若しくはその抄本の対照に使用するために、当該市区町村の選挙管理委員会及び期日前投票所の投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費を加算する。

8 市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する期日前投票所までの交通手段の提供について費用を要した場合においては、当該費用として総務大臣が定める額を加算する。

（開票所経費）

第五条 衆議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票の翌日	平日	休日
開票区の数	円	円
千人未満	二四六、〇四二五〇、二二二	〇
千人以上	四	〇
千人未満	三五一、二五三五七、七七	九
千人以上	四	〇
千人未満	四六五、八五四七四、七二	四
千人以上	〇	〇
千人未満	五七一、四六五八二、六九	七
千人以上	七	〇
千人未満	六八六、四二七〇〇、〇〇	一
千人以上	九	一
千人未満	七九一、六九八〇七、六一	四
千人以上	四	五
千人未満	九二九、八八九四八、六七	二
千人以上	二	四
千人未満	一、〇九九、一、一一一、	九五一
千人以上	五〇五	一
千人未満	一、二四〇、	七三三
千人以上	四六五	一

2 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

投票の翌日

開票区の数	平日	休日
千人未満	円	円
千人以上	一八一、二二一八五、四〇	八
千人未満	二	〇
千人以上	二八三、一七二八九、七〇	〇
千人未満	五	〇
千人以上	三八五、一一三九三、九九	二
千人未満	八	二
千人以上	四八七、〇六四九八、二八	四
千人未満	一	四
千人以上	五八九、〇〇六〇二、五七	六
千人未満	四	七
千人以上	六九〇、九四七〇六、八六	八
千人未満	七	八
千人以上	八一五、五四八三四、三三	六
千人未満	四	六
千人以上	九七四、一二九九六、五六	八
千人未満	二	八
千人以上	一、〇五三、一、〇七七、	六八四
千人未満	四	一

3 衆議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票の翌日

開票区の数	平日	休日
千人未満	円	円
千人以上	二五四、四二二五八、五八	八
千人未満	二	〇
千人以上	三六四、三三三七〇、八五	四
千人未満	九	六
千人以上	四八三、六三九九二、五〇	六
千人未満	二	九
千人以上	五九三、九五六〇五、一七	九
千人未満	六	七
千人以上	七一三、六二七二七、一九	七
千人未満	五	八
千人以上	八二三、五九八三九、五一	八
千人未満	九	〇
千人以上	九六七、五三九八六、三三	〇
千人未満	八	一
千人以上	一、一四四、一、一六六、	九二九
千人未満	四	三
千人以上	一、二八九、一、三三三、	三七七
千人未満	一	四

4 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

投票の翌日

開票区の数	平日	休日
千人未満	円	円
千人以上	一八九、六〇一九三、七七	六
千人未満	〇	五
千人以上	二九六、二五三〇二、七七	四
千人未満	四	七
千人以上	四〇二、九〇四一一、七七	三
千人未満	〇	三
千人以上	五〇九、五五二〇〇、七七	二
千人未満	〇	二
千人以上	六一六、二〇六二九、七七	二
千人未満	〇	一
千人以上	七二二、八五七三三、七七	一
千人未満	〇	二
千人以上	八五三、二〇八七一、九九	二
千人未満	〇	二

5 衆議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票日

開票区の数	平日	休日
千人以上	円	円
千人未満	六四、八一二三四、一八	八
千人以上	二	九
千人未満	六八、〇七三三二、七二	九
千人以上	八〇、七三四四〇、六五	六
千人未満	二	六
千人以上	八四、四〇五三九、六〇	四
千人未満	六	七
千人以上	九七、四二六四七、八九	七
千人未満	五	三
千人以上	一〇〇、七七四六、四九	三
千人未満	四	〇
千人以上	一一四、三八七六、五三	〇
千人未満	三	七
千人以上	一二五、三一、〇三五、	七
千人未満	八	七
千人以上	一八七、〇一、一七一、	五
千人未満	五	二

6 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区の数

金額	平日	休日
千人未満	円	円
千人以上	一六九、三七六	二六四、六五〇
千人未満	二	二
千人以上	三五九、九二四	四五五、一九八
千人未満	三	二
千人以上	四五五、一九八	五五〇、四七二
千人未満	四	二
千人以上	六四五、七四六	六四五、七四六
千人未満	五	二

投票の翌日	平日	休日
開票区の数	円	円
千人未満	一八一、二二一八五、四〇	八
千人以上	二	〇
千人未満	二八三、一七二八九、七〇	〇
千人以上	五	〇
千人未満	三八五、一一三九三、九九	二
千人以上	八	二
千人未満	四八七、〇六四九八、二八	四
千人以上	一	四
千人未満	五八九、〇〇六〇二、五七	六
千人以上	四	七
千人未満	六九〇、九四七〇六、八六	八
千人以上	七	八
千人未満	八一五、五四八三四、三三	六
千人以上	四	六
千人未満	九七四、一二九九六、五六	八
千人以上	二	八
千人未満	一、〇五三、一、〇七七、	六八四
千人以上	四	一

投票の翌日	平日	休日
開票区の数	円	円
千人未満	一八九、六〇一九三、七七	六
千人以上	〇	五
千人未満	二九六、二五三〇二、七七	四
千人以上	四	七
千人未満	四〇二、九〇四一一、七七	三
千人以上	〇	三
千人未満	五〇九、五五二〇〇、七七	二
千人以上	〇	二
千人未満	六一六、二〇六二九、七七	二
千人以上	〇	一
千人未満	七二二、八五七三三、七七	一
千人以上	〇	二
千人未満	八五三、二〇八七一、九九	二
千人以上	〇	二

開票区の数	金額	平日	休日
千人以上	円	円	円
千人未満	一六九、三七六	二六四、六五〇	四五五、一九八
千人以上	二	二	二
千人未満	三五九、九二四	四五五、一九八	五五〇、四七二
千人以上	三	二	二
千人未満	四五五、一九八	五五〇、四七二	六四五、七四六
千人以上	四	二	二
千人未満	六四五、七四六	六四五、七四六	六四五、七四六
千人以上	五	二	二

投票の翌日 平日 休日

7 参議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票の翌日	平日	休日
開票区の選挙人の数	円	円
千人未満	二四六、〇四二五〇、二二四	〇
千人以上	三五一、二五三五七、七七四	九
千人未満	四六五、八五四七四、七二〇	四
千人以上	五七一、四六五八二、六九五七	〇
千人未満	六八六、四二七〇〇、〇〇九	一
千人以上	七九一、六九八〇七、六一四	五
千人未満	九二九、八八九四八、六七二	四
千人以上	一、〇九九、一、一一一、一、一〇五	九五一
千人未満	一、二四〇、一、二六四、七三八	四六五
投票の翌日	平日	休日
開票区の選挙人の数	円	円
千人未満	一八一、二三一八五、四〇二	八
千人以上	二八三、一七二八九、七〇〇	〇
千人未満	三八五、一一三九三、九九二	二
千人以上	四八七、〇六四九八、二八四	四
千人未満		
千人以上		

8 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

投票の翌日	平日	休日
開票区の選挙人の数	円	円
千人以上	五八九、〇〇六〇二、五七四	六
千人未満	六九〇、九四七〇六、八六七	八
千人以上	八一五、五四八八四、三三六	六
千人未満	九七四、一二九九六、五六二	八
千人以上	一、〇五三、一、〇七七、六八四	四一
投票の翌日	平日	休日
開票区の選挙人の数	円	円
千人以上	二五四、四二二五八、五八二	八
千人未満	三六四、三二三七〇、八五九	四
千人以上	四八三、六三三九二、五〇六	六
千人未満	五九三、九五六〇五、一七九	九
千人以上	七一三、六二七二七、一九七	七
千人未満	八二三、五九八三九、五一七	八
千人以上	九六七、五三九八六、三三三	〇
千人未満	一、一四四、一、一六六、九二九	九
千人以上	一、二八九、一、三二一、三三七	四
投票の翌日	平日	休日
開票区の選挙人の数	円	円
千人以上	一八九、六〇一九三、七七六	六
千人未満	二九六、二五三〇二、七七五	五
千人以上		
千人未満		

9 参議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票の翌日	平日	休日
開票区の選挙人の数	円	円
千人以上	四〇二、九〇四一一、七七四	四
千人未満	五〇九、五五二二〇、七七三	三
千人以上	六一六、二〇六二九、七七二	二
千人未満	七二二、八五七三三、七七二	一
千人以上	八五三、二〇八七一、九九二	二
千人未満	一、〇一九、一、〇四一、五四六	二
千人以上	一、一〇二、一、一二六、三三三	三
投票の翌日	平日	休日
開票区の選挙人の数	円	円
千人以上	六四、八一三三四、一八八	二
千人未満	六八、〇七三三二、七二九	九
千人以上	八〇、七三四四〇、六五二	六
千人未満	八四、四〇五三九、六〇〇	六
千人以上	九七、四二六四七、八九七	五
千人未満	一〇〇、七七四六、四九四	三
千人以上	一一四、三八七六、五三三	〇
千人未満	一二五、三一〇三五、七七九	〇
千人以上	一八七、〇一一、一七一、五五二	四
投票の翌日	平日	休日
開票区の選挙人の数	円	円
千人以上	一六九、三七六	
千人未満		

11 参議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票の翌日	平日	休日
開票区の選挙人の数	円	円
千人以上	六四、八一三三四、一八八	二
千人未満	六八、〇七三三二、七二九	九
千人以上	八〇、七三四四〇、六五二	六
千人未満	八四、四〇五三九、六〇〇	六
千人以上	九七、四二六四七、八九七	五
千人未満	一〇〇、七七四六、四九四	三
千人以上	一一四、三八七六、五三三	〇
千人未満	一二五、三一〇三五、七七九	〇
千人以上	一八七、〇一一、一七一、五五二	四
投票の翌日	平日	休日
開票区の選挙人の数	円	円
千人以上	一六九、三七六	
千人未満		

13 第四条第九項及び第十項の規定は第五項及び第十一項の開票所の事務に従事する者の超過勤務手当に、同条第十二項の規定は第一項、第三項、第五項、第七項、第九項及び第十一項の開票所の燃料費に、それぞれ準用する。

14 市の開票所で都道府県庁所在地に設けられたもの又は町村の開票所で都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関所在地に設けられたものについては、旅費及び通信費の不要分として、四千九十一円を減額する。

15 市の開票所が都道府県庁の所在地から、町村の開票所が都道府県の支庁、地方事務所又は認定出先機関からそれぞれ十キロメートル以上離れた地に設けられた場合には、特に要する旅費及び通信費を加算する。

16 開票所が市町村（特別区を含む。）の管理に属しない建物に設けられた場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該建物の借料を加算する。

17 市区町村の選挙管理委員会が開票所の事務を行うための設備（次項に規定する機器等を除く。以下この項において同じ。）を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

18 市区町村の選挙管理委員会が専ら開票所の事務を行うための機器等を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を加算する。

19 選挙人の数が三万人以上の開票区の開票所については、第一項から第十五項までの規定によ

投票の翌日	平日	休日
開票区の選挙人の数	円	円
千人以上	二六四、六五〇	
千人未満	三五九、九二四	
千人以上	四五五、一九八	
千人未満	五五〇、四七二	
千人以上	六四五、七四六	
千人未満	七六二、一九二	
千人以上	九一〇、三九六	
千人未満	九八四、四九八	

投票の翌日	平日	休日
開票区の選挙人の数	円	円
千人以上	二六四、六五〇	
千人未満	三五九、九二四	
千人以上	四五五、一九八	
千人未満	五五〇、四七二	
千人以上	六四五、七四六	
千人未満	七六二、一九二	
千人以上	九一〇、三九六	
千人未満	九八四、四九八	

五人する。)を超える場合には、当該乗じて得た数)が十三以上の掲示場については、十三を超える数四ごとに三千三百円を加算した額)とする。ただし、その構造が特別のものであること、当該選挙に際し新設されたものでないこと等の事情がある掲示場について、総務大臣があらかじめ特別の額を定めた場合には、当該掲示場については、当該額とする。

区市町村	区画数	市	町村
九未満	円	円	円
九以上	一八、一五七、〇五二、六五〇	一八、一五七、〇五二、六五〇	一八、一五七、〇五二、六五〇
十三未満	〇	〇	〇
十三以上	二一、四五二、〇〇〇、三五一九、二五〇	二一、四五二、〇〇〇、三五一九、二五〇	二一、四五二、〇〇〇、三五一九、二五〇

第九条 学校等の設備を使用して演説会を開催する場合における施設の公営に要する経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開催の時	金額
平日昼間(午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする。)	九、五六三
夜間(午後五時三十分から午前八時二六、〇時三十分までをいうものとする。)	一一、二七三
休日	二七、三一九

2 演説会場が政令で定める地域にある場合において、演説会が平日の夜間又は休日に行われるときは、平日の夜間にあつては一万六千三百三十七円、休日にあつては一万七千六百四十五円に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

3 演説会を夜間に開催する場合において臨時に電球の取付けを必要とするときは、演説会場の施設の面積が百六十五平方メートル未満のものにあつては七十三円、百六十五平方メートル以上三百三十平方メートル未満のものにあつては百五十四円、三百三十平方メートル以上四百九十五平方メートル未満のものにあつては百五十四円、四百九十五平方メートル以上のものにあつては二百六十四円をそれぞれ加算する。

4 前項の場合において配線の必要があるときは、四百四十四円を加算する。ただし、当該演

説会が開催される建物に電灯設備があり、かつ、その場所を使用する集会において臨時に電灯施設の取付けをすることを例とする場合に限るものとする。

5 拡声機の設備がある演説会場又はその場所を使用する集会において臨時に拡声機の取付けをすることを例とする演説会場において拡声機を使用する演説会を開催するときは、その拡声機の使用料として五百五十円を加算する。

6 演説会が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合には、燃料費として、四百三十六円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における演説会場については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては八百七十二円、二級地にあつては七百六十七円、三級地にあつては七百四十六円、四級地にあつては六百二十二円をそれぞれ加算するものとする。

7 演説会場の施設について使用料の定めがある場合において、その料金が演説会開催のために必要な施設の費用を含むときは、その料金の額を基本額とする。

第十条 削除

第十一条 (新聞広告公営費等)
衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の新聞広告、政見放送及び経歴放送、選挙運動用自動車の使用、通常葉書の作成、ビラの作成、選挙事務所立札及び看板の類の作成、選挙運動用自動車又は船舶の立札及び看板の類の作成、ポスターの作成並びに個人演説会場の立札及び看板の類の作成の公営に要する経費は、総務大臣が定める。

第十二条 削除

第十三条 第四条から第九条まで及び第十一条の規定による経費を除くほか、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会において選挙事務に要する経費(啓発宣伝の経費を含む)の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、都道府県の選挙管理委員会、選挙人の数若しくは世帯数、投票所の数若しくは開票所の数又は地域等について特別の事情がある市区町村については、総務大臣と協議して別に基本額を定めることができる。

区分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
----	---------	---------

都道府県	円	円
選挙人の数が五十一八、〇四一三、七五万人未満のもの	五、八〇二五、五九七	五、八〇二五、五九七
選挙人の数が五十二一、九三二一、六四七人以上七十五万、九九七一、七六七人未満のもの	九、九七一、七六七	九、九七一、七六七
選挙人の数が七十二五、五九一九、四二五万人以上百万人六、一五七八、三三二未満のもの	一五、七八八、三三二	一五、七八八、三三二
選挙人の数が百万二八、二四二一、三〇人以上百二十五万〇、五一九四、八〇九人未満のもの	二四、二四二、三〇九	二四、二四二、三〇九
選挙人の数が百二十三、二二二四、三八十五万人以上百五十六、〇七四七、〇四九人未満のもの	三三、二二二、四三九	三三、二二二、四三九
選挙人の数が百五十七、八八二八、七七七万人以上二百二十七、〇二二九、〇〇五人未満のもの	四二、七七七、〇〇五	四二、七七七、〇〇五
選挙人の数が二百四十五、八六三五、四三三万人以上二百五十九、〇六二〇、九六〇万人未満のもの	五二、四三三、四三三	五二、四三三、四三三
選挙人の数が二百五〇、二七三三、七九五万人以上三百〇七、〇五二五、六六六万人未満のもの	六二、七三三、七九五	六二、七三三、七九五
選挙人の数が三百七四、九二五六、三九七万人以上四百〇八、三二一、五二八万人以上のもの	七二、〇八三、二一八	七二、〇八三、二一八
都道府県の支庁又は地方事務所認定出先機関	〇、五〇二九、五七三	〇、五〇二九、五七三
大都市	二、五八二、〇三〇	二、五八二、〇三〇
選挙人の数が五万六、三〇五、〇二五人以上十万人未満のもの	〇、八五八二、〇二五	〇、八五八二、〇二五
選挙人の数が五万七、六八六、八四八人以上十万人未満のもの	三、九一九五、三九六	三、九一九五、三九六
選挙人の数が十万九、五三八、六八八人以上十五万人未満のもの	八、八八五、〇二二	八、八八五、〇二二
選挙人の数が十五万七、三三〇、八八八人以上二十万九、五二九七、五四四万人以上のもの	一一、七三三、〇八八	一一、七三三、〇八八
選挙人の数が三万三、一八二、八一八人以上五万人未満のもの	五、五四三三、二〇八	五、五四三三、二〇八

都道府県	円	円
選挙人の数が三万四、三九三、九三三人以上五万人未満のもの	〇、九六三六、五三二	〇、九六三六、五三二
選挙人の数が五万六、八一六、一六七人以上十万人未満のもの	五、五六一、一二四	五、五六一、一二四
選挙人の数が十万九、八二八、九五七人以上十五万人未満のもの	八、二二八、九五七	八、二二八、九五七
選挙人の数が十五万二、二九一一、三二二人以上二十万九、五二九七、五四四万人以上のもの	一一、四四五六、七四一	一一、四四五六、七四一
選挙人の数が千人三二〇、二二六九、三三二未満のもの	二二、二二六、三三二	二二、二二六、三三二
選挙人の数が千人三六三、八三〇三、三三二以上二千人未満のもの	二六、八三〇、三三二	二六、八三〇、三三二
選挙人の数が二千五七三、二四八三、一六一人以上三千人未満のもの	六一、二四八、一六一	六一、二四八、一六一
選挙人の数が三千一、〇六八七六、三〇八人以上五千一人未満のもの	九二、五八〇、三〇八	九二、五八〇、三〇八
選挙人の数が五千一、六二一一、三七七人以上一万人未満のもの	一四、七四五、四四五	一四、七四五、四四五
選挙人の数が一万二、〇六一、七七七人以上二万人未満のもの	三三、五一一、八三七	三三、五一一、八三七
選挙人の数が二万二、四九二、一五五人以上のもの	五、一四三七、七八一	五、一四三七、七八一
都道府県庁、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、市役所、区役所又は町村役場が政令で定める地域にある場合には、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。		
衆議院議員選挙	円	円
参議院議員選挙	円	円
選挙人の数が五十万九、五二九七、五四五人以上のもの	六、五七七	五、九九五

8 市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿又は在外選挙人名簿の抄本を作成する場合には、その作成に要する経費として、公職選挙法第二十二條第一項若しくは第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち国会議員の選挙等の期日の直前の日現在において選挙人名簿に登録されている選挙人の数又は国会議員の選挙の期日の公示若しくは告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数に応じ総務大臣が定める額を加算する。

9 市区町村の選挙管理委員会が投票所入場券を郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二條第六項に規定する特定信書便事業者若しくは同條第九項に規定する特定信書便事業者による同條第二項に規定する信書便（以下この項において「信書便」という。）により送付する場合は市区町村の選挙管理委員会の委員長が公職選挙法第四十九條の規定による不在者投票若しくは同法第四十九條の二第一項第二号の規定による在外投票に関する書類を郵便若しくは信書便により送付する場合には、特に要する送付経費（同法第四十九條第二項の規定により行われる送付に要する経費を含む。）として総務大臣が定める額を加算する。

10 都道府県の選挙管理委員会が中央選挙管理会の所在地において公職選挙法第六十九條第二項の送付を受ける場合には、特に要する旅費を加算する。

11 市区町村の選挙管理委員会が公職選挙法第四十九條第七項から第九項までの規定による事務を行う場合には、当該事務に要する経費として総務大臣が定める額を加算する。

12 特に交通の不便な島について、総務大臣が都道府県又は市町村の選挙管理委員会において選挙事務のため船舶を借り上げる必要があると認める場合には、当該船舶の借上料を加算する。（不在者投票特別経費）

第十三條の二 公職選挙法第四十九條第一項の規定により不在者投票管理者（市区町村の選挙管理委員会の委員長たる不在者投票管理者を除く。次項及び第十八條において同じ。）の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要する経費の額は、不在者投票をした選挙人一人について千七百三十円とする。

2 前項の規定による経費を除くほか、同項の不在者投票について、不在者投票管理者が市町村

の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために要する経費の額は、一日につき一万九百円とする。

3 公職選挙法第四十九條第四項の規定により不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要する経費の額は、総務大臣が定める額とする。

4 公職選挙法第四十九條第七項又は第九項の規定により不在者投票管理者の管理する場所（同項第二号に定める場所を含む。）において行われる不在者投票に要する経費の額は、これらの規定により市区町村の選挙管理委員会の委員長に投票をフアクシミリ装置を用いて送信するために要する通信料とする。

第十三條の三 在外選挙に要する経費の額は、公職選挙法第三十條の五第一項の規定による在外選挙人名簿の登録の申請をした者一人について二千四百九十九円（本籍地の市区町村の選挙管理委員会に当該申請をした者については、五百八十九円）とし、同條第四項の規定による同法第三十條の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転の申請をした者一人について千六百二十九円（本籍地の市区町村の選挙管理委員会に当該申請をした者については、千九百九十九円）とする。

第十四條 選挙長（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙にあつては選挙分会長、参議院合同選挙区選挙にあつては選挙長及び選挙分会長。以下この条において同じ。）投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人が職務のために要する費用の額は、次に掲げるとおりとする。

一 選挙長	一日につき	一万八千八百円
二 投票所の投票管	一日につき	一万二千八百円
三 共通投票所の投票管	一日につき	一万二千八百円
四 期日前投票所の投票管	一日につき	一万三千三百円
五 開票管理者	一日につき	一万八千八百円
六 投票所の投票立	一日につき	一万九百円
七 共通投票所の投票立会人	一日につき	一万九百円

八 期日前投票所の投票立会人

九 開票立会人

十 選挙立会人

十一 選挙長が職務のため旅行するときの費用は、鉄道賃、船賃、車馬賃、日当及び宿泊料とし、その額及び支給の方法は、総務大臣の定めるところによるものとする。

12 選挙長の職務のため旅行するときの費用は、その額及び支給の方法は、総務大臣の定めるところによるものとする。

13 第一項の費用の額は、第四條から第六條までに規定する経費の基本額中に含めるものとする。

第十五條 最高裁判所裁判官国民審査（以下「国民審査」という。）に要する経費の額は、国民審査の審査分会の経費の額については、参議院選挙区選出議員の選挙会経費（公職選挙法第五條の六第一項に規定する合同選挙区都道府県にあつては、選挙分会経費）及び参議院比例代表選出議員の選挙分会経費の額の三分の一の額とし、審査公報発行費の額については、参議院選挙区選出議員の選挙公報発行費の額に準ずる額とし、裁判官氏名等揭示費の額については、国民審査に付される裁判官の数が一人の場合には、一投票区につき千六百二十四円とし、その数が一人を超える場合には、一人を増すごとに百七十四円を加算した額とする。

2 前項に規定する種目以外の国民審査に要する経費は、衆議院議員の総選挙の経費中に含めるものとする。

第十六條 日本国憲法第九十五條の規定による投票に要する経費の額は、投票が一又は二以上の市町村（特別区を含む。）の区域にわたつて行われる場合においては、第四條から第五條まで及び第十三條（第九項を除く。）の規定によつて算出した参議院議員選挙の執行に要する経費の額の二分の一に相当する額以内の額に同條第九項並びに第十三條の二第一項及び第二項の規定によつて算出した経費の額を加算した額とし、投票が一又は二以上の都道府県の区域にわたつて行われる場合においては、都道府県並びに都道府県の支庁、地方事務所及び認定出先機関については第十三條の規定による参議院議員選挙の執行に要する経費の額の、当該都道府県の区域内に在る市区町村については第四條から第五條まで及び第十三條（第九項を除く。）の

規定によつて算出した参議院議員選挙の執行に要する経費の額の、それぞれ二分の一に相当する額以内の額に同條第九項並びに第十三條の二第一項及び第二項の規定によつて算出した経費の額を加算した額とする。（再選挙等の経費）

第十七條 国会議員の再選挙及び補欠選挙並びに国民審査の再審査の執行に要する経費の額は、第四條から第九條まで、第十一條及び第十三條の三から第十五條までの規定によつて算出した経費の額と第十三條（第九項を除く。）の規定によつて算出した経費の額の三分の二に相当する額以内の額との合計額に同條第九項並びに第十三條の二第一項及び第二項の規定によつて算出した経費の額を加算した額とする。

2 参議院選挙区選出議員の再選挙若しくは補欠選挙又は参議院比例代表選出議員の再選挙若しくは補欠選挙をそれぞれ単独に行う場合において、前項の規定によりこれらの選挙の執行に要する経費の額を算出するときにおける第六條第一項又は第二項の規定の適用については、同條第一項の表中「二、一九三、一〇〇」とあるのは「一、二三五、一三四」と、同條第二項中「百十七千三百五十二円」とあるのは「百十七千五百九十三円」とする。（交付）

第十八條 総務大臣は、第四條から前条までの規定によつて算出した各都道府県の選挙管理委員会及び当該都道府県の区域内にある市区町村の選挙管理委員会において要する経費並びに不在者投票管理者において要する経費で予算をもつて定められたものを都道府県に交付し、都道府県は、当該都道府県の区域内にある市町村及び不在者投票管理者において要する経費として交付を受けた額を市町村及び不在者投票管理者に交付するものとする。

2 災害又は避けることのできない事故の発生、感染症のまん延その他特別の事情によつて前項に規定する交付額をもつて国会議員の選挙等を執行することができない都道府県又は市町村に対しては、総務大臣は、同項の交付額の百分の五以内の額（総務大臣と財務大臣との協議が調つた場合には、百分の五を超える額）で別に予算をもつて定められたものの範囲内において、必要な経費を追加して交付することができる。

3 都道府県、市町村又は不在者投票管理者が前二項の規定による交付金をもつて実施すべき国

規定によつて算出した参議院議員選挙の執行に要する経費の額の、それぞれ二分の一に相当する額以内の額に同條第九項並びに第十三條の二第一項及び第二項の規定によつて算出した経費の額を加算した額とする。

2 参議院選挙区選出議員の再選挙若しくは補欠選挙又は参議院比例代表選出議員の再選挙若しくは補欠選挙をそれぞれ単独に行う場合において、前項の規定によりこれらの選挙の執行に要する経費の額を算出するときにおける第六條第一項又は第二項の規定の適用については、同條第一項の表中「二、一九三、一〇〇」とあるのは「一、二三五、一三四」と、同條第二項中「百十七千三百五十二円」とあるのは「百十七千五百九十三円」とする。（交付）

第十八條 総務大臣は、第四條から前条までの規定によつて算出した各都道府県の選挙管理委員会及び当該都道府県の区域内にある市区町村の選挙管理委員会において要する経費並びに不在者投票管理者において要する経費で予算をもつて定められたものを都道府県に交付し、都道府県は、当該都道府県の区域内にある市町村及び不在者投票管理者において要する経費として交付を受けた額を市町村及び不在者投票管理者に交付するものとする。

2 災害又は避けることのできない事故の発生、感染症のまん延その他特別の事情によつて前項に規定する交付額をもつて国会議員の選挙等を執行することができない都道府県又は市町村に対しては、総務大臣は、同項の交付額の百分の五以内の額（総務大臣と財務大臣との協議が調つた場合には、百分の五を超える額）で別に予算をもつて定められたものの範囲内において、必要な経費を追加して交付することができる。

3 都道府県、市町村又は不在者投票管理者が前二項の規定による交付金をもつて実施すべき国

1 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四十六年三月二十六日法律第六号) 抄 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十九年四月一五日法律第二六号) 抄 この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行の際既にその期日を公示し又は告示してある国会議員の選挙等については、なお従前の例による。

附則 (昭和四十九年六月三日法律第七二号) 抄 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四十九条、第二百五十五条及び第二百六十三条の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和五〇年七月一五日法律第六三号) 抄 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律による改正後の公職選挙法(以下「新法」という。)第三十四条第四項、第九十二条、第七十七条、第九十九条、第三百二十九条、第四百一条第三項及び第四項、第四百二十二条(第九項を除く。)、第四百四十三条第三項、第四百四十八条第二項、第四百四十九条第二項、第七十七条、第九十九条の二第一項及び第二項、第二百一条の十四第一項及び第三項、第二百一条の十五、第二百十條、第二百一十一條、第二百一十七條、第二百十九條、第二百二十條第二項、第二百五十一條の四、第二百五十四條の二並びに第二百六十三條第五號の四、第六號、第六號の二及び第十三號並びにこの法律による改正後の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条第一項、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)第三条及び第十一條並びに農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八

十八号)第十一條の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後その選挙の期日を公示され又は告示された選挙について適用し、施行日の前日までにその選挙の期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則 (昭和五二年六月一日法律第六一号) 抄 この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行の際既にその期日を公示し又は告示してある国会議員の選挙等については、なお従前の例による。

附則 (昭和五五年四月一日法律第二五号) 抄 この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行の際既にその期日を公示し又は告示してある国会議員の選挙等の執行経費の基準については、なお従前の例による。

附則 (昭和五七年八月二四日法律第八一号) 抄 (施行期日等) この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律による改正後の公職選挙法及び国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の規定は、施行後初めて行われる参議院議員の通常選挙の期日の公示の日以後にその期日が公示され、又は告示される選挙(次項に規定する再選挙及び補欠選挙を除く。)について、適用する。

3 その期日の公示又は告示の日が前項に規定する日以前である選挙並びに当該選挙に係る再選挙及び補欠選挙については、この法律による改正前の公職選挙法及び国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定は、なおその効力を有する。この場合において、その期日の告示の日が同項に規定する日以後である再選挙及び補欠選挙についてこの法律による改正前の公職選挙法第九十二条の規定を適用するときは、同条中「百万円」とあるのは「二百万円」と、「二百万円」とあるのは「四百万円」と、「二十万円」とあるのは「四十万円」と、「十五万円」とあるのは「三十万円」と、「十万円」とあるのは「二十万円」と、「二十五万円」とあるのは「五十万円」と、「十二万円」とあるのは「二十四万円」とする。

附則 (昭和五八年三月二五日法律第四号) 抄 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、この法律の施行後初めて行われる参議院議員の通常選挙の期日の公示の日(以下「公示日」という。)以後にその期日を公示され又は告示される国会議員の選挙(その期日の公示又は告示の日が公示日前である国会議員の選挙に係る再選挙及び補欠選挙を除く。)

並びにこの法律の施行後その期日を告示される最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用する。

3 この法律の施行後公示日の前日までにその期日を公示され又は告示される国会議員の選挙並びに公示日前にその期日を公示され又は告示される国会議員の選挙に係る再選挙及び補欠選挙(公示日以後にその期日を告示されるものに限る。)について公職選挙法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第八十一号)附則第一条第三項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定を適用する場合における同法第四条第一項から第三項まで及び第六項、第五条第一項から第四項まで及び第七項、第六項、第五項及び第二項、第七項及び第八項、第八条の二、第九条第一項及び第二項、第十条第一項及び第二項、第十三条第一項から第三項まで、第十三条の二第一項、第十四条第一項、第十五条第一項並びに第十七条第二項及び第三項の規定に定める国会議員の選挙の執行経費の基準については、これらの規定にかかわらず、当該国会議員の選挙の執行経費の基準について定める新法第四条第一項から第三項まで及び第六項、第五条第一項から第四項まで及び第七項、第六項、第五項及び第二項、第七項及び第八項、第八条の二、第九条第一項及び第二項、第十条第一項及び第二項、第十三条第一項から第三項まで、第十三条の二第一項、第十四条第一項、第十五条第一項並びに第十七条第二項の規定の例による。この場合において、新法第六条第一項の表及び第二項の表中「参議院選挙区選出議員選挙会及び参議院比例代表選出議員選挙分会」とあるのは「参議院地方選出議員選挙会及び参議院全国選出議員選挙分会」と、新法第七条第一項の表中「参議院選挙区選出議員選挙」とあるのは「参議院地方選出議員選挙」と、「参議院比例代表選出議員選

挙」とあるのは「参議院全国選出議員選挙」と、新法第八条第一項中「参議院選挙区選出議員」とあるのは「参議院地方選出議員」と、同条第二項中「参議院比例代表選出議員」とあるのは「参議院全国選出議員」と、同項の表中「九〇」とあるのは「四〇〇」と、「三三」とあるのは「四四二」と、「一六六」とあるのは「四七六」と、「二〇〇」とあるのは「五一〇」と、「三三四」とあるのは「五四四」と、「二六八」とあるのは「五七八」と、「三〇二」とあるのは「六一二」と、新法第八条の二及び第十条中「参議院選挙区選出議員」とあるのは「参議院地方選出議員」と、新法第十四条第一項中「参議院比例代表選出議員選挙」とあるのは「参議院全国選出議員選挙」と、新法第十五条第一項及び第十七条第二項中「参議院選挙区選出議員」とあるのは「参議院地方選出議員」と、「参議院比例代表選出議員」とあるのは「参議院全国選出議員」とする。

附則 (昭和五八年一月二九日法律第六六号) 抄 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の適用区分等)

第九条 前条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下「新基準法」という。)の規定は、衆議院議員及び参議院議員の選挙(昭和五十八年六月三日前にその期日を公示され又は告示された選挙に係る再選挙及び補欠選挙を除く。)については施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙から、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については施行日以後その期日を告示される最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票から適用する。

昭和五十八年六月三日前にその期日を公示され又は告示された衆議院議員又は参議院議員の選挙に係る再選挙及び補欠選挙(施行日前にその期日を公示されたものを除く。)について公職選挙法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第八十一号)附則第一条第三項の規定によ

る投票から適用する。

開票区 の選挙人の 数	区市町村		区市		町村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五千人以上	八三三	八三三	八三三	八三三	八三三	八三三
五千人未満	六一六	六一六	六一六	六一六	六一六	六一六
一万五千人以上	七九七	七九七	七九七	七九七	七九七	七九七
一万五千人未満	九八八	九八八	九八八	九八八	九八八	九八八
一万五千人以上	九八八	九八八	九八八	九八八	九八八	九八八
一万五千人未満	九八八	九八八	九八八	九八八	九八八	九八八
一万五千人以上	九八八	九八八	九八八	九八八	九八八	九八八
一万五千人未満	九八八	九八八	九八八	九八八	九八八	九八八
一万五千人以上	九八八	九八八	九八八	九八八	九八八	九八八
一万五千人未満	九八八	九八八	九八八	九八八	九八八	九八八

4 通常選挙前の参議院議員の選挙については、新法第五条第十項の表の額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票区 の選挙人の 数	区市町村		区市		町村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五千人以上	四七〇	四七〇	四七〇	四七〇	四七〇	四七〇
五千人未満	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二
一万五千人以上	六二二	六二二	六二二	六二二	六二二	六二二
一万五千人未満	二二三	二二三	二二三	二二三	二二三	二二三
一万五千人以上	六二二	六二二	六二二	六二二	六二二	六二二
一万五千人未満	二二三	二二三	二二三	二二三	二二三	二二三
一万五千人以上	六二二	六二二	六二二	六二二	六二二	六二二
一万五千人未満	二二三	二二三	二二三	二二三	二二三	二二三
一万五千人以上	六二二	六二二	六二二	六二二	六二二	六二二
一万五千人未満	二二三	二二三	二二三	二二三	二二三	二二三

5 通常選挙前の参議院議員の選挙については、新法第五条第十一項の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票区 の選挙人の 数	区市町村		区市		町村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五千人以上	一七七	一七七	一七七	一七七	一七七	一七七
五千人未満	七二七	七二七	七二七	七二七	七二七	七二七
一万五千人以上	九二二	九二二	九二二	九二二	九二二	九二二
一万五千人未満	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八
一万五千人以上	九二二	九二二	九二二	九二二	九二二	九二二
一万五千人未満	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八
一万五千人以上	九二二	九二二	九二二	九二二	九二二	九二二
一万五千人未満	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八
一万五千人以上	九二二	九二二	九二二	九二二	九二二	九二二
一万五千人未満	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八

6 通常選挙前の参議院議員の選挙については、新法第五条第十二項の表の額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票区 の選挙人の 数	区市町村		区市		町村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五千人以上	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七
五千人未満	八三三	八三三	八三三	八三三	八三三	八三三
一万五千人以上	一七七	一七七	一七七	一七七	一七七	一七七
一万五千人未満	三二五	三二五	三二五	三二五	三二五	三二五
一万五千人以上	一七七	一七七	一七七	一七七	一七七	一七七
一万五千人未満	三二五	三二五	三二五	三二五	三二五	三二五
一万五千人以上	一七七	一七七	一七七	一七七	一七七	一七七
一万五千人未満	三二五	三二五	三二五	三二五	三二五	三二五
一万五千人以上	一七七	一七七	一七七	一七七	一七七	一七七
一万五千人未満	三二五	三二五	三二五	三二五	三二五	三二五

7 通常選挙前の参議院議員の選挙については、新法第八条第三項の規定の適用については、同項の表以外の部分中「二十三円」とあるのは「四十五円」と、同項の表中「六一」とあるのは「一二二」と、「八九」とあるのは「一七七」と、「一一」とあるのは「一二二」と、「一三」とあるのは「二六九」と、「一五」とあるのは「三一四」と、「一八」とあるのは「二六〇」と、「二〇」とあるのは「四〇五」とする。

8 通常選挙前の参議院議員の選挙については、新法第八条第六項の不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所の候補者氏名等揭示費の基本額は、当該場所一箇所について次の表に掲げるとおりとする。

参議院名簿届出政党等の数	金額
十四未満	四〇円
十四以上	五七円
二十七未満	八五円
二十七以上	八五円

附則（平成一四年七月三十一日法律第一〇〇号）抄
第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の施行の日から施行する。

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一五年六月一日法律第六九号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条の規定、次条第四項の規定、附則第三条の規定、附則第五条中漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項の改正規定（「不在者投票等」を「不在者投票」に改める部分に限る）、附則第六条中国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）第十三条第九項の改正規定及び同法附則第四項の改正規定（「第四十九号の二第二項若しくは第三項」を「第四十九号の二第一項第二号」に改める部分に限る。）並びに附則第七条中農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条の改正規定（「不在者投票等」を「不在者投票」に改める部分に限る）

三 附則第七号の改正規定（「不在者投票」を「不在者投票」に改める部分に限る）

四 附則第八号の改正規定（「不在者投票」を「不在者投票」に改める部分に限る）

五 附則第九号の改正規定（「不在者投票」を「不在者投票」に改める部分に限る）

六 附則第十号の改正規定（「不在者投票」を「不在者投票」に改める部分に限る）

七 附則第十一号の改正規定（「不在者投票」を「不在者投票」に改める部分に限る）

八 附則第十二号の改正規定（「不在者投票」を「不在者投票」に改める部分に限る）

る。) 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
(適用区分等)

第二条 第一条の規定による改正後の公職選挙法
の規定(同法別表第一の規定を除く。)、附則第
四條の規定による改正後の最高裁判所裁判官
民審査法(昭和二十二年法律第百三十六号)
の規定、附則第五條の規定による改正後の漁業
法の規定、附則第六條の規定(国会議員の選
挙等)の執行経費の基準に関する法律(昭
和二十五年法律第百七十九号)の規定及び附
則第七條の規定及び附則第九條の規定による
改正後の地方公共団体の議会の議員及び長
の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行
う投票方法の特例に関する法律(平成十三年
法律第百四十七号)の規定は、この法律の施行
の日以後その期日を公示され又は告示され
る選挙又は審査については、なお従前の例に
よる。

4 第二条の規定による改正後の公職選挙法の規
定(同法別表第一の規定を除く。)及び附則第
六條の規定(国会議員の選挙等の執行経費の基
準に関する法律第十三條第九項の改正規定及
び同法附則第四項の改正規定(第四十九條の
第二項若しくは第三項)を「第四十九條の二
第一項若しくは第三項」を「第四十九條の二
第一項」に改める部分に限る。)による改正後
の規定の施行の日以後その期日を公示され又
は告示される衆議院議員又は参議院議員の選
挙(平成十年六月二十五日にその期日を公示さ
れた参議院議員の通常選挙に係る再選挙及び補
欠選挙を除く。)について適用し、同号に掲げ
る規定の施行の日以前までにその期日を公示
され又は告示された衆議院議員又は参議院議員
の選挙については、なお従前の例による。

附則(平成一五年七月二五日法律第一
二七号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附則(平成一五年七月二五日法律第一
二七号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

(適用区分)
第二条 この法律による改正後の公職選挙法の規
定、次條の規定による改正後の最高裁判所裁判
官民審査法(昭和二十二年法律第百三十六
号)の規定、附則第四條の規定による改正後の
漁業法(昭和二十四年法律第百六十七号)の
規定、附則第五條の規定による改正後の国会議
員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭
和二十五年法律第百七十九号)の規定及び附
則第六條の規定による改正後の農業委員会等
に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の規
定は、この法律の施行の日以後その期日を公
示され又は告示される選挙又は審査について適用
し、この法律の施行の日以前までにその期日
を公示され又は告示された選挙又は審査につ
いては、なお従前の例による。

附則(平成一六年一〇月二八日法律第
一三六号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附則(平成一八年六月一四日法律第六
二二号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附則(平成一八年六月二三日法律第九
三三号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に
応じ、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条並びに次條第一項、附則第三條、附
則第五條、附則第七條及び附則第九條の規
定 公布の日から起算して六月を超えない範
囲内において政令で定める日
二 第二条並びに次條第二項、附則第四條、附
則第六條及び附則第八條の規定 公布の日か
ら起算して九月を超えない範囲内において政
令で定める日

附則(平成一九年三月二一日法律第一
一号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附則(平成一九年三月二一日法律第一
一号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則(平成二三年五月二日法律第三五
号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。
附則(平成二五年四月一〇日法律第九
号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。
附則(平成二五年五月三一日法律第二
一号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月
を経過した日から施行する。
(適用区分)

第二条 第一条の規定による改正後の公職選挙法
の規定、第二条の規定による改正後の地方公共
団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記
録式投票機を用いて行う投票方法の特例に関
する法律の規定及び附則第四條の規定による改
正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に
関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)
の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」
という。)後にその期日を公示され又は告示さ
れる選挙、最高裁判所裁判官民審査及び日本
国憲法第九十五條の規定による投票について適
用し、施行日までその期日を公示され又は告
示された選挙、最高裁判所裁判官民審査及び
日本国憲法第九十五條の規定による投票につ
いては、なお従前の例による。

附則(平成二六年五月三〇日法律第四
二号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。
附則(平成二七年八月五日日法律第六〇
号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を経過した日から施行する。
附則(平成二八年四月一一日法律第二
四号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を経過した日から施行する。

附則(平成二八年四月一一日法律第二
四号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を経過した日から施行する。
附則(平成二八年四月一一日法律第二
四号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を経過した日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、第二条及び第三條の規定並びに次條第三
項から第五項まで並びに附則第四條から第七條
まで及び第九條の規定は、公職選挙法等の一部
を改正する法律(平成二十七年法律第四十三
号)の施行の日から施行する。
(適用区分等)

第二条 第一条の規定による改正後の国会議員の
選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下こ
の項及び次項において「新基準法」という。)
の規定(新基準法第十三條の三の規定を除く。)
及び次條の規定による改正後の地方自治法(昭
和二十二年法律第六十七号)別表第一国会議員
の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和
二十五年法律第百七十九号)の項の規定は、こ
の法律の施行の日(以下この項及び次項にお
いて「施行日」という。)以後その期日を公示さ
れ又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所
裁判官民審査又は日本国憲法第九十五條の規
定による投票について適用し、施行日の前日ま
でにその期日を公示され又は告示された国会議
員の選挙、最高裁判所裁判官民審査又は日本
国憲法第九十五條の規定による投票につ
いては、なお従前の例による。

2 新基準法第十三條の三の規定は、公職選挙法
第三十條の三第一項に規定する申請の時の属す
る日(以下この項において「申請の日」とい
う。)が施行日以後である在外選挙人名簿の登
録の申請について適用し、申請の日が施行日の
前日以前である在外選挙人名簿の登録の申請に
ついては、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の国会議員の選挙
等の執行経費の基準に関する法律の規定、第三
條の規定による改正後の公職選挙法(以下この
項及び次項において「新公職選挙法」という。)
の規定(新公職選挙法第二十條第一項及び第二
百六十九條の規定を除く。)、附則第四條の規定
による改正後の地方自治法別表第一国会議員の
選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二
十五年法律第百七十九号)の項の規定、附則第
五條の規定による改正後の漁業法(昭和二十四
年法律第百六十七号)第九十四條の規定並び
に附則第六條の規定による改正後の地方公共団
体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録
式投票機を用いて行う投票方法の特例に関す
る法律(平成十三年法律第百四十七号)第三條

附則(平成二八年四月一一日法律第二
四号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を経過した日から施行する。

第一項及び第八條の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日（以下この条において「一部施行日」という。）の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は一部施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下この項及び第五項において「公示日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、公示日の前日までその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

（検討）

第九条 期日前投票所の開閉時間については、この法律の施行後における期日前投票の実施状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて、期日前投票所を開く時刻の繰上げその他の必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成二八年四月一三日法律第二五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二八年五月二七日法律第四九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに附則第四条、第六条及び第七條の規定は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十八号）の公布の日から起算して一月を経過した日（附則第三条及び第四条において「一部施行日」という。）から施行する。

附則（平成二八年一月二日法律第九四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第二条の規定並びに附則第六条中国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭

和二十五年法律第七十九号）第十三條の三の改正規定、附則第八條中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十七條の二の改正規定並びに附則第九條、第十條及び第十三條の規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成二九年六月一六日法律第五八号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則（令和元年五月一五日法律第一七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定並びに次条第三項並びに附則第四条及び第五条の規定は、平成三十一年六月一日から施行する。

（適用区分）

第二条 第一条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下この項及び次項において「新基準法」という。）の規定（新基準法第十三條の三の規定を除く。）及び次条の規定による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）の項の規定は、この法律の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、施行日の前日までその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

2 新基準法第十三條の三の規定は、公職選挙法第三十條の三第一項に規定する申請の時の属する日（以下この項において「申請の日」という。）が施行日以後である在外選挙人名簿の登録の申請について適用し、申請の日が施行日の前日以前である在外選挙人名簿の登録の申請については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定、第三条の規定による改正後の公職選挙法の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三十六

号）第二十五條第三項及び第四項の規定並びに附則第五條の規定による改正後の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四條（漁業法第九十九條第五項において準用する場合に限る。）の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査、日本国憲法第九十五条の規定による投票又は漁業法第九十九條第三項の規定による解職の投票について適用し、前条ただし書に規定する規定の施行日の前日までその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査、日本国憲法第九十五条の規定による投票又は同項の規定による解職の投票については、なお従前の例による。

附則（令和四年四月六日法律第一六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第二条 第一条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下この項及び次項において「新基準法」という。）の規定（新基準法第十三條の三の規定を除く。）は、この法律の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、施行日の前日までその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

2 新基準法第十三條の三の規定は、公職選挙法第三十條の三第一項に規定する申請の時の属する日（同法第三十條の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転の申請（以下この項において「在外選挙人名簿への登録の移転の申請」という。）にあっては、同法第三十條の五第四項の規定による申請の日。以下この項において「申請の日」という。）が施行日以後である在外選挙人名簿の登録の申請又は在外選挙人名簿への登録の移転の申請について適用し、申請の日が施行日の前日以前である在外選挙人名簿の登録の申請又は在外選挙人名簿への登録の移転の申請については、なお従前の例による。

附則（令和四年一月一八日法律第八六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（適用区分）

第二条 次条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）第二十条の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、施行日の前日までその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。